

○新見市林業資格取得費支援事業補助金交付要綱

対象資格一覧（第3条関係）

資格番号	資格名
1	林業架線作業主任者免許
2	無人航空機操縦士（ドローンの国家資格）
3	第一種運転免許（準中型自動車、中型自動車、大型自動車、大型特殊自動車）
4	クレーン運転士免許（クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士含む）
5	木材乾燥士
6	地山の掘削作業及び土止め支保工作業主任者技能講習
7	はい作業主任者技能講習
8	車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習（安全衛生教育含む。）
9	不整地運搬車運転技能講習
10	安全衛生推進者養成講座
11	フォークリフト運転技能講習
12	小型移動式クレーン運転技能講習
13	玉掛技能講習
14	無線技士
15	高所作業車運転技能講習
16	木材加工用機械作業主任者
17	伐木等の業務に係る特別教育
18	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転に係る特別教育
19	機械集材装置の運転の業務に係る特別教育
20	伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
21	走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
22	簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育
23	移動式クレーン運転業務に係る特別教育
24	移動式クレーン玉掛業務に係る特別教育
25	刈払機取扱作業安全衛生教育
26	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育
27	チェーンソー以外の振動工具取扱作業安全衛生教育
28	機械装置集材装置運転業務従事者安全衛生教育
29	林内作業車を使用する集材作業従事者安全衛生教育
30	造林作業の作業指揮者等安全衛生教育
31	林材業リスクアセスメント実務研修
32	職長・安全衛生責任者教育研修
33	その他、市長が適当と認める資格（※事前にご相談ください）

交付可能回数（第 4 条関係）

区分	交付可能回数
林業事業体	同一年度内、同一従業員につき、3 回まで
自伐林家	同一年度内に 3 回まで

補助金額（第 6 条関係）

区分	補助額
対象経費が 1 0 万円以上	対象経費の 2 分の 1 以内とし、限度額を 1 0 万円とする。
対象経費が 5 万円以上 1 0 万円未満	一律 5 万円
対象経費が 5 万円未満	対象経費の全額